

愛知県アレルギー疾患医療拠点病院の指定について

1 概要

アレルギー疾患を有する人が、住んでいる地域に関わらず、等しく適切な医療を受けられるようアレルギー疾患対策の中心的な役割を担う、愛知県アレルギー疾患医療拠点病院として次の6病院を指定しました。

2 指定した拠点病院（順不同）

- (1)名古屋大学医学部附属病院（昭和区）
- (2)名古屋市立大学病院（瑞穂区）
- (3)藤田医科大学ばんだね病院（中川区）
- (4)藤田医科大学病院（豊明市）
- (5)愛知医科大学病院（長久手市）
- (6)あいち小児保健医療総合センター（大府市）

3 指定年月日

平成30年10月1日

4 拠点病院の役割

- (1)重症及び難治性アレルギー疾患の正確な診断・治療・管理
- (2)患者やその家族、地域住民に対する適切な情報の提供
- (3)医療従事者等に対する人材育成
- (4)アレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析
- (5)学校・児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言・支援

5 国の経緯

○平成27年12月：「アレルギー疾患対策基本法」（施行）

〔法の対象となるアレルギー疾患〕

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー等

○平成29年3月：「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」（告示）

○平成29年7月：「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」（通知）

- ・都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の役割及び選定要件等
- ・都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会の設置等

6 指定までの経緯

- 平成30年7月6日：第1回愛知県アレルギー疾患医療拠点病院選定委員会
・愛知県アレルギー疾患医療拠点病院選定基準（下表）を決定
- 平成30年7月9日：日本アレルギー学会認定教育施設（36施設）に希望調査
- 平成30年8月：希望のあった6病院に対し、現地調査を実施
- 平成30年9月5日：第2回愛知県アレルギー疾患医療拠点病院選定委員会
・愛知県アレルギー疾患医療拠点病院を選定
- 平成30年10月1日：愛知県アレルギー疾患医療拠点病院の指定
愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会の設置

平成30年7月6日

愛知県アレルギー疾患医療拠点病院選定基準

「都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について」（平成29年7月28日付け健発0728第1号厚生労働省健康局長通知）に基づく、「愛知県アレルギー疾患医療拠点病院」（以下「県拠点病院」という。）の選定基準を下記のとおり定める。

記

1 県拠点病院は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 一般社団法人**日本アレルギー学会**（以下「アレルギー学会」という。）の**認定教育施設**であること。
- (2) 内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域の診療科が全て設置され、その医師が常勤していること。
- (3) アレルギー学会が認定する専門医及び指導医（注）等の配置状況が、次の要件を満たすこと。
 - ア アレルギー学会が認定する**専門医が5人以上かつ複数の診療科に在籍**すること。
 - イ アレルギー学会が認定する**指導医が複数の診療科に在籍**すること。
 - ウ その他、アレルギー疾患に関する専門的な知識と技能を有する薬剤師、看護師、管理栄養士等が配置されていることが望ましい。
- (4) アレルギー疾患に関する「診療」、「情報提供」、「人材育成」、「研究」、「学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言、支援」の役割を担う体制がある、または、将来期待できること。

2 1(2)及び1(3)ア、イに関わらず、本県における小児アレルギー疾患医療の中心的な役割を担っていると認められる場合は、小児専門医療機関を選定することができる。

（注）アレルギー学会が認定する専門医及び指導医は、アレルギー学会ホームページに掲載の「日本アレルギー学会専門医・指導医一覧」を用いる。